

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【東井戸堂西長柄線ほか 1 路線の変更】

次の付議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日

奈良県都市計画審議会会長

都計第105号
平成28年11月7日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【東井戸堂西長柄線ほか1路線の変更】
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路に3・5・411号東井戸堂西長柄線を次のように追加する。

種別	名称		位置		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・5・411	東井戸堂西長柄線	天理市東井戸堂町	天理市西長柄町	約1,700m	地表式	2車線	13m (13～16m)	幹線街路と平面交差2箇所

大和都市計画道路の変更（奈良県決定）

都市計画道路中3・4・409号三味田横広線を次のように変更する。

種別	名称		位置		区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点		延長	構造形式	車線の数	
幹線街路	3・4・409	三味田横広線	天理市三味田町	天理市備前町	約2,040m	地表式	2車線	16m (16～22m)	JR桜井線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所 3・5・411との交 差点新設に伴い 取合部分を変更

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：別紙、理由書のとおり

都市計画道路 東井戸堂西長柄線の追加 及び 都市計画道路 三昧田横広線の変更理由書

1. 都市計画道路の内容

(1) 計画の理由

奈良県は、将来交通量の減少を踏まえると、(都)天理橋線(都)は都市計画道路の略)を4車線の広域幹線道路として整備する必要がないと公表した。しかし、天理市内における南北方向に通る県道天理環状線は、天理市九条町より北側は幅員が5m程度と狭く、南北方向の円滑な移動が困難であり、通学路に通過交通が流入して危険な状況にある。

また、平成26年10月には「奈良県と天理市とのまちづくりに関する包括協定」を締結し、まちづくりの方向性の検討を進めてきた。平成28年3月に天理駅周辺(にぎわい拠点)と長柄運動公園(健康づくり拠点)を結ぶ交通ネットワークの形成等を位置づけた「天理市のまちづくりに関する基本協定」を締結した。

(都)東井戸堂西長柄線は、天理市を南北に縦断する京奈和自動車道、国道169号の機能を補完する南北方向の交通ネットワークの強化、通過交通の排除による地域の安全の確保及び天理市の進めるまちづくりの実現のために、標準幅員13m、2車線、延長約1,700mの幹線街路を追加するものである。

また、新たに追加する(都)東井戸堂西長柄線と(都)三昧田横広線の接続部分において交差点形状に変更が生じるため、(都)三昧田横広線の計画を変更する。

(2) 計画の内容

1) (都)東井戸堂西長柄線について以下の追加を行う。

起点～終点(L=約1,700m)の計画

2) (都)三昧田横広線について以下の変更を行う。

西長柄町(L=約200m)の区間において計画変更